

全青司2015年度会発 第17号  
2015年4月30日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿  
政党 各位  
衆議院・厚生労働委員会 委員各位  
参議院・厚生労働委員会 委員各位

## 「労働基準法等の一部を改正する法律案」に対する意見書

全国青年司法書士協議会  
会長 石橋 修  
東京都新宿区四谷1-2 伊藤ビル7階  
TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527  
e-mail KYW04456@nifty.com  
URL <http://www.zenseishi.com/>

私たち全国青年司法書士協議会（以下、「当協議会」という。）は、全国の青年司法書士約3,000名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。

当協議会では、毎年「労働トラブル110番」を実施し、労働者の権利擁護及び生活再建のための活動を行なっている。この立場から、平成27年4月3日に閣議決定され、今国会に提出された「労働基準法等の一部を改正する法律案」（以下、「本改正案」という。）に対し、以下のとおり意見を述べる。

### 意見の趣旨

本改正案に定める「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」を創設することについて、断固反対する。

### 意見の理由

#### 1. 長時間労働が蔓延し、過酷な労働を強いられている労働者の声が全く反映されていない

そもそも労働時間規制のあり方については、長時間労働が社会に蔓延し、過労死等が多発して大きな社会問題となっている現状に鑑み、長時間労働の抑止や労働者の健康を守ることを第一の目的として検討されなければならない。このことは、すでに成立した過労死等対策推進法にも明記されている。

また、当協議会が毎年実施している労働相談会（労働トラブル110番）には、本人及び親族から長時間労働に関する相談が複数寄せられており、長時間労働の抑止を求める声が圧倒的多数である。それにもかかわらず、本改正案は、こうした過酷な労働を強いられている労働者の声が全く反映されていない。

## 2. 「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」を創設する必要性は存しない

現行の労働時間法制においても、「時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズ」に応えることは可能であり、たとえば、労働基準法第38条の3の規定に基づく「専門業務型裁量労働制」や同法第38条の4の規定に基づく「企画業務型裁量労働制」の制度がすでに存在している。したがって、本改正案の「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」を創設する目的である「時間ではなく成果で評価される働き方を実現」させるために、労働時間規制を除外する新たな制度を創設する必要性は存しないのである。さらに言えば、本改正案は、労働時間規制の除外を設けるのみであって、事業主に対して「成果を適切に評価する」ための賃金制度の導入を何ら義務付けていないのであるから、成果で評価される働き方を希望する労働者の権利を守ることにもなっていない。

## 3. 長時間労働・深夜労働により過労死等が増加する危険がある

現行の労働基準法では、事業主は労働者に対して、1日について8時間、1週間について40時間を超えて労働させてはならないのが原則である（同法第32条）。そして、この法定労働時間を超える労働をさせるには、同法第36条に規定される協定を労使間で締結しなければならないが、かつ、時間外労働に応じた割増賃金を支払わなければならない（同法第37条）。この労働時間規制の趣旨は、長時間労働を抑制し、労働者の生命と健康を守ること、そして労働者各自のワーク・ライフ・バランスを整えることにある。

しかし、本改正案が示す「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」においては、対象労働者については労働時間規制が及ばないため、実際の労働時間や拘束時間の長短にかかわらず事業主は割増賃金の支払いを免れることができ、長時間労働を抑制することは不可能となる。しかも、同制度においては深夜労働に関する割増賃金に関する規定も除外されるため、深夜労働にも歯止めがかからないこととなる。

このような制度は、長時間労働が蔓延する社会を生み出し、過労を原因とする自死を増加させる危険性がある。

## 4. 対象業務及び対象労働者の拡大の危険がある

本改正案は、「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」の「対象となる業務」について、「高度の専門的知識、技術又は経験を要すること」や「業務に従事した時間と成果との関連性が強くない」といった性質を法定したうえで、具体的な業務内容は省令により規定するとして

いる。

しかし、「高度の専門的知識、技術又は経験を要する」業務については、すでに、専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）が設けられているため、重ねて労働時間規制を除外する制度を設けることは無意味である。また、「業務に従事した時間と成果との関連性が強くない」という性質については、事業主は成果主義的な賃金制度を導入すれば、労働時間との「関連性が強くない」として対象業務を拡大して適用することが可能となるおそれがある。さらに、具体的な対象業務を「省令で定める」ことにされており、将来的に対象業務が法改正によらずに無制限に拡大されてしまう危険性がある。

また、本改正案は、「対象となる労働者」の範囲について、具体的な年収額の下限を省令により規定するとしているが、この様な曖昧な規定では、将来、法改正によらずに年収額が無制限に引き下げられ、対象労働者が拡大する危険性がある。現に経営者団体からは「年収400万円以上で時間の制約が少ない頭脳系職種、つまりホワイトカラー労働者をすべて残業代ゼロにすること」との要望が出されており、さらに安倍首相や厚生労働大臣の国会答弁からも、今後対象者が拡大していく危険性があることは明らかである。

## 5. 本改正案の示す防止措置や労働者の同意は長時間労働の歯止めにならない

本改正案は、「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」の導入にあたり、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件としている。

しかし、いかなる健康確保措置等を選択するかは、実質的に事業主の裁量に任されており、本人の同意や委員会の決議等の要件も、現実の労使の力関係に鑑みれば、労働者が拒否することは事実上不可能である。さらに罰則も無いのであるから、その実効性は全くないといえよう。また、医師による面接指導の実施の義務付けに関する規定も、在社時間が一定時間を超える場合とされており、長時間労働の抑制策には程遠いものである。

## 6. まとめ

以上のとおり、本改正案に定める「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」は、長時間労働を抑制してきた労働時間規制を除外することにより、労働者に歯止めのない長時間労働・深夜労働を強いる危険性をはらんでいるとともに、事業主はいくら働かせても残業代を支払う必要がなく、事業主の側を一方的に利するものでしかない。

よって当協議会は、「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」の創設に、断固反対する。

以上